

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月26日

支出負担行為担当官

長野地方法務局長 後 藤 芳 昭

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和5年度文房具類供給契約
- (2) 契約内容  
仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入場所  
仕様書による。
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）審査の、「物品の販売」において、C等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 下記5の入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (5) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは以下のア及びイに示すような者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる。

### 4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒380-0846

長野市大字長野旭町1108番地 長野第2合同庁舎3階

担当：長野地方法務局会計課用度係 宮本

電話：026-235-6620 内線325

### 5 入札説明書、仕様書等の交付期間及び交付場所

#### (1) 交付期間

公告の日から令和5年2月2日(木)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(ただし、平日の正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

上記4の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

#### (3) 交付方法

事前に電話連絡の上、来庁し交付を受けること。なお、郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒、郵便切手(250円分)を令和5年1月31

日（火）までに郵送すること。

- (4) 交付を受けた入札説明書及び仕様書等は、発注者の承諾なく、公表又は使用してはならない。

## 6 事前に提出する書類の提出方法、提出期限及び提出場所

### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員等名簿添付）」
- ウ 本件仕様に基づいた「市場価格証明書」
- エ 同等品証明書
- オ 紙入札方式による入札参加申請書 ※紙入札者のみ提出

### (2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより行うものとする。ただし、電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には、上記(1)の提出書類のうち、アないしエについては電子調達システムで提出するものとする。

なお、提出するデータが電子調達システムで提出可能なデータ容量の上限を超える場合は、提出できない書類のみ、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

また、電子メールにより提出する場合は、事前に電話連絡の上、入札説明書に記載のメールアドレスにテストメールを送信し、受信確認後に提出すること。

### (3) 提出期限

令和5年2月10日（金）午後5時00分まで

### (4) 提出場所

上記4の場所、電子メール又は電子調達システム

## 7 入札書の提出方法、提出期限及び提出場所

### (1) 提出方法

持参又は郵送若しくは電子調達システムによる（FAX、電子メール等による提出は認めない。また、郵送による場合は書留郵便により提出期限必着で送付すること。）。

### (2) 提出期限

令和5年2月27日（月）午後5時00分まで

### (3) 提出場所

上記4の場所又は電子調達システム

## 8 開札の日時及び場所

### (1) 開札日時

令和5年2月28日（火）午前10時00分

(2) 開札場所

長野市大字長野旭町1108番地

長野地方法務局地下1階会議室及び電子調達システム

9 入札方法

(1) 上記1(1)の件名について入札に付する。

(2) 本件は品目ごとの単価により契約を行う（単価契約）ものである。

入札者は、契約対象物品の品目ごとに単価を設定し、それに予定数量を乗じる方法により総価金額を見積もり、その総価金額を入札書に記載すること。

(3) 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された(2)の総価金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

(1) 入札説明会は開催しない。

(2) 紙による入札書の提出は持参又は郵送に限る（FAX、電子メール等は認めない。）。

(3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(5) 契約書の作成の要否  
要

(6) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法  
本公告、契約条項及び仕様書に示した事項を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

以 上